

平成23年第1回姫路市議会定例会

厚生委員会資料(2)

議案第15号 平成22年度姫路市一般会計補正予算(第7回)	資料1(P 1)
議案第17号 平成22年度姫路市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)	資料2(P 11)
議案第18号 平成22年度姫路市介護保険事業特別会計補正予算(第1回)	資料3(P 18)
議案第30号 姫路市介護保険条例の一部を改正する条例について	資料4(P 35)
議案第31号 姫路市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について	資料5(P 38)
議案第32号 姫路市一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例について	資料6(P 41)
議案第51号 訴えの提起について	資料7(P 46)

平成23年第1回姫路市議会
定例会提出議案

議案第51号 訴えの提起について

姫路市長 石見利勝

訴えの提起について

損害賠償等請求について、下記のとおり訴えを提起したい。

地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出する。

記

- 1 事件名 損害賠償等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
代表者 市長 石見 利勝
被告 姫路市的形町の形3564番地
社会福祉法人五倫会
代表者 理事長 灘 歌子

3 事件の概要

原告と被告は、平成12年4月から平成20年3月まで空びん類処理・処分委託契約（以下「委託契約」という。）を締結していたものであるが、委託契約に基づき被告の業務履行場所へ搬入された空びん類の量と被告が処理したと主張する量に差異が生じていることから、原告は被告に対し、被告が債務を履行したことを証明するよう求めたが、被告は証明することができないため、債務不履行であると考えられる。また、原告が被告に引き渡したびんのうち再資源化できないものについては、委託契約に基づき被告が自己の責任において適正に処分する債務を負っているところ、被告は、びんを破碎したカレットと称するガラス片を被告の事業場内及びその周辺の土地に放置し、又は埋設している。当該行為は廃棄物の不法投棄に当たり、委託契約に基づく債務が履行されていないため、下記のとおり訴えを

提起するものである。

4 請求の趣旨

- (1) 委託契約に基づき、平成12年5月から平成20年4月までの間に原告が被告に支払った委託料のうち、被告が委託契約に基づく債務を履行したことを証明することができないものについて、原告への返還を求めるもの
- (2) 原告が被告に引き渡したびんのうち再資源化できないものについて、委託契約に基づき、被告が自己の責任において適正に処分することを求めるもの
- (3) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの

5 訴訟の方法等

控訴、上告、和解その他本件処理に関する付帯事項は、市長に一任する。

空びん類搬入量及び処理・処分量等総括表 (平成23年3月9日現在)

搬入量(平成12年度～平成19年度) (a) 3,912.28 (t) →計量伝票・18条報告(2/9)

所在等判明分 (b)		
(1) 18条報告(④)は処分場搬入時計量伝票による確認		
① 事業場内(指導時420tから(2)①60t譲渡)	360	
② 野菜畑	30	
③ 果樹園(高砂市)	300	
④ 造成地(高砂市)	929.27	
合計	1,619.27 (t)	
(2) 作業完了報告書・18条報告による確認		
① カレット(ガラス粉以外)		
有償譲渡(1)④は含まない)	657.14	
無償譲渡	18.86	
有償譲渡(1)①から指導後に譲渡)	60	
小計	736.00 (t)	
② ガラス粉		
有償譲渡	47.96	
無償譲渡	76.50	
小計	124.46 (t)	
合計	860.46 (t)	
(3) 現地の掘削結果から推計		
① 姫路競乃里グラウンド	206.80	
② 野菜畑周辺	35.26	
③ 姫路競乃里南側倉庫周辺	10.50	
合計	252.56 (t)	
(4) 作業完了報告書による確認		
ラベル・キャップ等処分	11.342 (t)	
合計	2,743.632 (t)	

履行完了不明分 (c)	
(a)-(b) = 3,912.28(t) - 2,743.632(t)	1,168.648 (t)

(廃棄物該当)	(不法投棄)	(現状)
通知(4/21)	指導(7/21)	未処分
*通知(10/21)	*指導(10/21)	
*通知(8/20)	*指導(8/20)	処分済

→18条報告(2/9)420t→18条報告(8/11)60t搬出
→18条報告(2/9)
→18条報告(8/11)

⇒ 690 (t)

→18条報告(2/9)2,200t→18条報告(8/11)約1,000t→18条報告(譲受人8/26)682.24t
→18条報告(2/9)128.34t→18条報告(撤出先5社4-5月)で修正
→18条報告(2/9)
→18条報告(8/11取引価値の有無等については未確認)
→18条報告(2/9)0t→18条報告(撤出先5社4-5月)で修正
→18条報告(2/9)128.34t→18条報告(撤出先5社4-5月)で修正
→18条報告(2/9)100t→現地掘削(10/26・27)で修正
→現地の掘削(10/19・26・27)で新たに判明
→現地の掘削(10/26・27)で新たに判明
→作業完了報告書(平成16年度～平成19年度)

(注) * 印は高砂市によるもの。
→石倉最終処分場搬入時計量伝票(10/27・28)929.27t

(注) 現時点で市において把握できている数値を基にしており、今後、訴状を作成する過程で変更となる可能性がある。